第2部 具体的施策の展開

第1章 教育・保育等の推進

1 区域の設定

本計画における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容を設定する単位となる区域(都道府県設定区域)の設定に当たっては、①保育所の認可権限を県から市町村に移譲しており、広域的な見地に基づく認可を行う余地がないこと、②市町村がそれぞれの主体性に基づき、教育・保育の供給等の事業を実施することが望ましいこと、③保育所及び幼稚園の広域利用が必要な場合においても各市町村間で調整が行われていること、以上の3点を考慮し、引き続き1市町村1区域とします。

2 教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施 時期

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

各市町村は、子ども・子育て支援事業計画に掲載する各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たり、住民に対して教育・保育施設の現在の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況に関する調査を実施しました。その結果に基づいて算出した量の見込みを、「地方版子ども・子育て会議」での審議等を経て、最終的な量の見込みとしています。

本計画においては、県設定区域を各市町村区域として設定しているため、各市町村の計画における数値が、県が設定した区域ごとの数値となります。

(2)教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

市町村では、地域の実情や多様なニーズに応じた提供体制の確保に努めており、国が定める「子育て安心プラン」に基づき、令和2(2020)年度末までに量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備・実施することをめざし、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めています。

県全域の教育・保育の量の見込み及び確保方策は、次ページのとおりです。

(※市町村ごとの教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容については、巻末に掲載)

<用語説明>

1号	3歳から5歳で、幼児期の学校教育を希望し、その認定(1号認定)を受けた子供
	(利用先:幼稚園、認定こども園)
2号	3歳から5歳で、保育を必要とし、その認定(2号認定)を受けた子供
	(利用先:保育所、認定こども園)
3 号	0歳から2歳で、保育を必要とし、その認定(3号認定)を受けた子供
	(利用先:保育所、認定こども園、小規模保育等)
確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度の適用を受けず、私学助成により運営される幼稚園
離島その他の地域において	へき地保育所(児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認
特例保育を実施する施設	められる地域に設置される、児童を保育するための施設)
企業主導型保育施設の地	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設等に
域枠	おいて、地域の子供を受け入れることができる人数

教育・保育の量の見込み及び確保方策

			令和	2年度			令和:	3年度	
		1号	2号	3	号	1号	2号	3	号
				1~2歳	0歳			1~2歳	0歳
量の見込み									
確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所 (特定教育・保育施設)								
	確認を受けない幼稚園								
	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型 保育、事業所内保育(特定地域型保育 事業)								
	離島その他の地域において特例保育 を実施する施設								
	企業主導型保育施設の地域枠								

						·	令和:	5年度	
		1号	2号	3	号	1号	2号	3	号
				1~2歳	0歳			1~2歳	0歳
量の見込み									
確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所 (特定教育・保育施設)								
	確認を受けない幼稚園								
	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問 保育、事業所内保育(特定地域型保 事業) 離島その他の地域において特例保 を実施する施設		<u>4</u>	会議で	で説り	ましま	す。		_
	企業主導型保育施設の地域枠								_

			令和(6年度	
			2号	3号	
				1~2歳	0歳
量の見込み					
確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所 (特定教育・保育施設)				
	確認を受けない幼稚園				
	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型 保育、事業所内保育(特定地域型保育 事業)				
	離島その他の地域において特例保育 を実施する施設				
	企業主導型保育施設の地域枠				
		·			·

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保 の内容

(1)認定こども園の普及に係る考え方

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に利用することができる認 定こども園について、地域の実情やニーズに応じ新設や移行を行う市町村及び施設に対し、必要な助言等を行 います。

(2) 県設定区域ごとにおける計画期間内の認定こども園の目標設置数及び設置時期

区域名	現状 (平成31年4月時点)	計画期間内の目標設置数	設置時期
和歌山市	24	7	令和6年度
海南市	4	0	
橋本市	8	2	令和3年度 令和6年度
有田市	0	0	
御坊市	0	0	
田辺市	2	1	令和3年度
新宮市	2	5	令和3年度
紀の川市	3	0	
岩出市	2	0	
紀美野町	1	1	令和2年度
かつらぎ町	2	0	
九度山町	0	0	
高野町	1	0	
湯浅町	1	1	令和3年度
広川町	0	0	
有田川町	0	0	
美浜町	1	0	
日高町	0	0	
由良町	1	0	
印南町	1	0	
みなべ町	1	1	令和4年度
日高川町	0	0	
白浜町	0	0	
上富田町	0	0	
すさみ町	0	0	
那智勝浦町	1	0	
太地町	1	0	
古座川町	0	0	
北山村	0	0	
串本町	3	0	
合 計	55	18	

(3) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の 普及に係る基本的考え方

引き続き子ども・子育て支援新制度に関する窓口を設置し、幼稚園及び保育所から認定こども園に移行する に当たって必要となる手続や利用可能な補助制度等についての助言を行います。

(4)教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園、保育所には、地域の子ども・子育て支援について中核的な役割を担うことが期待されています。

地域型保育事業を利用する子供については、原則として満3歳までしか利用できないため、満3歳以降についても引き続き教育・保育の提供が受けられるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者が相互に連携することが必要です。

県としても、市町村の積極的な関与を促進し、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携が図られるよう取り組みます。

(5) 幼児期の教育と小学校教育の連携・円滑な接続の推進

幼稚園・保育所・認定こども園の保育者と小学校教員が会する研修会を実施するとともに、地域の幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の職員同士の交流・意見交換や子供同士の交流活動等、幼小の交流・連携を推進し、幼児教育と小学校教育の特性や違い等、相互理解を促進します。

また、接続期のカリキュラムの編成・実施について学ぶ機会を設け、各園・所及び小学校において、子供の 発達や学びの連続性を踏まえた指導が充実するよう、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

4 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の推進

子ども・子育て支援新制度においては、市町村が実施主体となって、以下の「地域子ども・子育て支援事業」(法定 13 事業)が行われます。県は、これらの事業を実施する市町村を支援するとともに、事業実施に向けての市町村への助言や、市町村単位での実施が困難な場合は広域化による実施の調整を行うなどにより、事業の実施促進を図ります。

目標数値については、市町村による実施目標を基本に設定したほか、他の計画で目標が設定されているものについては、その数値を用いています。また、当該事業にかかる国の補助金を受けずに実施している場合も含んでいます。

(1) 利用者支援事業

子供や保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

指標等	現状(平成31年4月)	目標年度	目標数値
子育て世代包括支援セ	26	令和6年度	30
ンター設置市町村数			

(2) 地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育で機能の低下や、子育で中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育で中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

指標等	現状(平成31年4月)	目標年度	目標数値
地域子育て支援拠点設	28	令和6年度	29
置市町村数			

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健 指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

指標等	現状(平成31年4月)	目標年度	目標数値
公費助成を14回実施	30	令和6年度	30
する市町村数			[全市町村継続]

(4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

指標等	現状(平成31年4月)	目標年度	目標数値
乳幼児家庭全戸訪問実	30	令和6年度	30
施市町村数			[全市町村継続]

(5)養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、 保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業です。

指標等	現状(平成31年4月)	目標年度	目標数値
養育支援訪問実施市町	25	令和6年度	30
村数			

(6) 子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業です。

指標等	現状(平成31年4月)	目標年度	目標数値
子育て短期支援実施市	28	令和6年度	30
町村数			

(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

指標等	現状(平成31年4月)	目標年度	目標数値
子育て援助活動支援実	14	令和6年度	全圏域の
施市町村数 [圏域数]	[7 圏域]		広域利用促進

[※]圏域 和歌山市及び振興局単位の区域

(8) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

指標等	現状(平成31年4月)	目標年度	目標数値	
一時預かり実施市町村	24	令和6年度	29	
数				

(9)延長保育事業

保育認定を受けた子供について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

指標等	現状(平成31年4月)	目標年度	目標数値	
延長保育実施市町村数	28	令和6年度	29	

(10)病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う 事業です。

指標等	現状(平成31年4月) 目標年度		目標数値	
病児保育実施市町村数	16	令和6年度	全圏域の	
[圏域数]	[7圏域]	広域利用促進		

[※]圏域 和歌山市及び振興局単位の区域

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室 や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

指標等	漂等 現状(平成31年4月) 目標年度		目標数値	
放課後児童クラブを活	88.74%	令和6年度	全小学校区	
用できる小学校区				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設事業者において、実費徴収を行うことができるとされている①食事の提供に要する費用、②日用品・文房 具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子供を認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

5 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及 び資質向上のための措置

(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の確保

人材の確保については、保育士等の処遇の改善をはじめとする労働環境の整備を支援するとともに、保育士 資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職や保育所に勤務する保 育士の相談支援等を行う「保育士支援コーディネーター」を県社会福祉協議会に配置し、保育士の安定的確保 等に取り組みます。また、保育士の資格取得や保育所に就職する際の資金ニーズに合わせた貸付制度を実施し ます。

なお、幼保連携型認定こども園に従事する「保育教諭」は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許、 資格を有することが求められることから、片方の免許・資格しか持たない者の免許・資格取得を引き続き支援 します。

教育・保育を行う者の必要見込み人数

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育教諭					
保育士					
幼稚園教諭					
保育従事者 ※3					

会議で説明します。

あわせて、医療的ケア児を受け入れる際に看護師等の配置を支援するなど、必要な人員体制の確保を行います。

(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の資質及び専門性の向上

幼稚園・保育所・認定こども園、公・私立の種別や地域の枠組みを超えて情報の共有を図り、施設間の横の 連携や小学校教育との縦の連携・接続の視点も含め、質の高い教育・保育の提供を担う人材の育成に努めてい きます。

- ア 幼稚園・保育所・認定こども園関係職員合同研修
 - a 幼稚園・保育所・認定こども園の現状や今日的課題に応じた研修の提供等、研修内容を充実します。
 - b 研修対象者の職務や経験に応じた、幼稚園、幼保連携型認定こども園の法定研修を実施します。
 - c 各市町村での幼保合同研修を推進します。

イ 各施設への訪問指導など

- a 幼児教育に係る専門的な知見を有する幼児教育アドバイザーが各施設を訪問し、幼児の自発的な活動としての遊びを生み出す環境構成や、保育者の役割等について指導・助言を行います。
- b 参考となる事例を掲載した冊子を作成し、その普及・啓発を行います。
- c 教育・保育にかかる全体的な計画や指導計画の作成について支援します。
- d 設定した目標や計画の達成状況や取組の適切さを確認する自己評価、関係者評価、第三者評価等の実施 を促進し、カリキュラム・マネジメントによる質の向上を図ります。

ウ 保育士のキャリアアップ研修

保育士が職務内容に応じた専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、リーダー的職員となるために 必要な専門性の向上を図るための研修を開催します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

ア 放課後児童クラブ認定資格研修

放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得するための研修を開催します。

イ 子育て支援員研修

放課後児童クラブの補助員や一時預かり事業の従事者、地域子育て支援拠点事業の専任職員など、子育ての担い 手となるために必要な知識を習得するための研修を実施します

ウ 放課後児童支援員の支援コーディネーター

放課後児童クラブ従事者の安定的確保を図るため、就職あっせん、求職情報の提供等を行うコーディネーターを配置します。

(4) 人権保育・教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、この時期に一人一人の子供の人格や個性が 尊重され、豊かな人間性が育まれることは極めて重要です。このため、県同和保育基本方針に基づいて取り組んで きた同和保育の成果を踏まえ、人を大切にし、思いやる心や人権を大切にする保育・教育を推進していきます。 保育所及び幼稚園等の職員は、人権保育・教育の推進のため、同和問題・障害児(者)・外国人・児童虐待などの 人権問題について、正しい理解と認識を深めることが重要です。このため、人権研修や日々の保育・教育活動を通 じて職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについての十分な知識と指導力を持った人材の確保に努めます。 保育所及び幼稚園等における保育・教育は、家庭との連続性に留意して行われるべきであり、家庭の環境や地域 の実態を十分に考慮しながら、子供の状況に応じた保育・教育実践の課題を明確にして行う必要があります。この ため、保護者並びに学校などの地域の関係機関をはじめ、住民が一体となった保育・教育の推進に努めます。

(5) 国際化への対応

国際化の進展に伴い外国につながる幼児の増加が見込まれるため、当該幼児や保護者が円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、教育・保育施設等で保育を行う者を対象に、在住外国人への支援に関する知識や活用できる地域資源を知るための研修を実施します。

(6) 働きやすい職場環境づくり

特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事している方に継続して従事していただけるよう、処遇の改善やICTの活用等による負担軽減に引き続き取り組むとともに、事業者や保護者の理解も得ながら、ワーク・ライフ・バランスにも配慮した働きやすい職場環境の整備に取り組んでいきます。

6 市町村の区域を越えた広域的な見地から行う調整

市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われているなど、必要な場合には、教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村間での調整が整わない場合、関係市町村からの依頼に応じて広域調整(市町村間の調整)を行います。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携

特定子ども・子育て支援施設等の運営状況について市町村との情報共有を行います。また、都道府県における児童福祉法等に基づく指導監査・立入調査については、必要に応じて、市町村における特定子ども・子育て支援施設等への指導監査と合同で実施することとし、特に子供の生命・心身への重大な被害が生じるおそれがある場合は、市町村と協力して対応にあたります。

8 教育・保育情報の公表

子ども・子育て支援法において、特定教育・保育提供者は、その提供する教育・保育に係る情報(教育・保育の内容、教育・保育を提供する施設、事業者の運営状況)を、知事に報告することとされています。

子供の保護者が特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を適切かつ円滑に利用できるようにするため、県は、これらの情報を県ホームページに掲載することなどにより、公表することとします。